

サポカー補助金に関するインターネット上の表示についての調査結果

～ 対象車両や補助金額等、適正な表示が行われているか確認してください ～

当協議会は、サポカー補助金に関するインターネット上の表示について、『「サポカー補助金」に関する表示を行う際の留意点（以下、「留意点」という。）』（本年3月27日公表）に基づく適正な表示が行われているかを確認するとともに、今後の普及活動等の参考とするため、この度、メーカー及び同系列販売店、系列以外の販売店等、約400社のサイトを対象に調査を実施しました。

その結果、多くのサイトにおいては「留意点」に基づく表示が行われていましたが、一部のサイトにおいては、以下のような事例が見受けられました。

1. サポカー補助金について告知したページやサイト内に、対象車両や期間、申請条件等「留意点」で定める「表示が必要と考えられる内容」の表示がない
2. トップページやサイト内のバナーにおいてサポカー補助金について告知した際、
 - ①補助金対象車両について、衝突被害軽減ブレーキ搭載車のうち「対歩行者」機能を搭載した車両である旨の表示がないため、「サポカー」に該当する車両全てが補助金の対象であるかのように誤認されるおそれがある
 - ②補助金額について、「10万円」の対象は「新車の登録車」である旨の表示がないため、新車、中古車等にかかわらず10万円の対象であるかのように誤認されるおそれがある

つきましては、次頁以降に、今回の調査で見られた主な問題点及び正しい表示例等についてまとめましたので、会員各社におかれましては、本内容及び「留意点」を参考にいただき、サポカー補助金について正確な情報を表示していただきますよう、お願いいたします。

留意点 URL : https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20200327.pdf


調査結果詳細 URL : https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/safetysupportcar_websurvey.pdf



本件に関する問合せは、一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

【表示例】

【問題となる表示例1】 「表示が必要と考えられる内容」の表示がない

**必見！65歳以上の方に
サポカー補助金が支給されます**

(( **補助金対象車多数取り揃えてます！**


		
スカーレット 1.3X 補助金10万円	スカーレット 1.5S 補助金10万円	ヒラカワ 1.5G 補助金6万円




問題点

サポカー補助金について告知したページ等に、対象車両や期間、申請条件等、「留意点」で定める「表示が必要と考えられる内容」が表示されていない

【正しい表示例1】

**必見！65歳以上の方に
サポカー補助金が支給されます**

(( **補助金対象車多数取り揃えてます！**


		
スカーレット 1.3X 補助金10万円	スカーレット 1.5S 補助金10万円	ヒラカワ 1.5G 補助金6万円


※ サポカー補助金について

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。
- 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た車両で、「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車は、登録車10万円、軽自動車7万円、「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」搭載車は、登録車6万円、軽自動車3万円となります。
- 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録（届出）された自動車が対象となります。また、申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。
- 補助金の交付を受けた新車は、新車新規登録（届出）日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります
- 自家用自動車の補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。

★ 制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認ください。

【問題となる表示例2】 対象車両や補助金額について誤解されるおそれのある表示

 **65歳以上の方に朗報！**
衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進抑制装置搭載車
ご購入で補助金が支給されます。
>>> 詳しくはこちらをクリック！

65歳以上の方に 
サポカー補助金
10万円がもらえます！
詳しくはこちらから▶▶▶▶

リンク先がない、または、リンク先において「留意点」で定める「表示が必要と考えられる内容」が表示されていない

問題点


- ▶ サポカー補助金について告知したバナーにおいて、
 - ① 補助金の対象車について、衝突被害軽減ブレーキ搭載車のうち、「対歩行者」機能搭載車である旨の表示がない
 - ② 10万円の対象となる車両に関する表示がない
- ▶ リンク先がない、または、リンク先において「留意点」で定める「表示が必要と考えられる内容」の表示がない

搭載機能にかかわらず、また、新車や中古車にかかわらず、サポカーに該当する車両であれば、補助金10万円の対象であるかのように誤認されるおそれがある

表示のポイント


- ▷ 補助金の対象車は、「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車である旨を表示するとともに、補助金10万円の対象は「新車の登録車」である旨など、「留意点」で定める「表示が必要と考えられる内容」を明瞭に表示すること
- ▷ バナーなど、表示スペースが小さい等の理由により、留意点で定める「表示が必要と考えられる内容」を全て表示できない場合は、バナーにおいて搭載車両や補助金額について誤解のないよう表示した上で、「対象車両や補助金の交付には条件がある」旨、及び「リンク先を必ず確認するよう促す」旨を表示し、リンク先で明瞭に表示すること

【正しい表示例2】

 **65歳以上の方に朗報！**

衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)及びペダル踏み間違い急発進抑制装置搭載車ご購入でサポカー補助金が支給されます。

対象車両や交付には条件があります。
＜＜ 詳しくはこちらをクリック！ ＞＞


サポカー補助金 

65歳以上の方が対象！

新車(登録車)で最大10万円


対象車両や交付には条件があります。
詳しくはこちらをクリック！

(リンク先の表示)

 **御存知でしたか？ 65歳以上の方にサポカー補助金**

衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)及びペダル踏み間違い急発進抑制装置ご購入で

対象車両はこちら！ **新車(登録車)で補助金最大10万円！**



※ サポカー補助金について

- 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た車両で、「衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車は、登録車10万円、軽自動車7万円、「衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)」搭載車は、登録車6万円、軽自動車3万円となります。
- 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録(届出)された自動車が対象となります。また、申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。
- 補助金の交付を受けた新車は、新車新規登録(届出)日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります
- 自家用自動車の補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。

★制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認ください。